

第 37 回 士別市農業委員会総会議事録

令和 3 年 6 月 28 日

士別市農業委員会

第 37 回 士別市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 3 年 6 月 28 日 (月曜日)
午後 1 時 30 分開会
午後 2 時 00 分閉会

2. 開催場所 第 2 庁舎大会議室

3. 本日の会議事件

開会宣告

議事録署名委員の指名

諸般の報告

- | | | |
|-------|---------|------------------------|
| 日程第 1 | 報告第 1 号 | 利用権設定等促進事業に係る嘱託登記について |
| 日程第 2 | 報告第 2 号 | 士別市農業経営改善計画の認定について |
| 日程第 3 | 報告第 3 号 | 賃貸借契約の解約について |
| 日程第 4 | 議案第 1 号 | 土地の現況証明書の交付について |
| 日程第 5 | 議案第 2 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 日程第 6 | 議案第 3 号 | 農用地利用集積計画の決定について |

出席委員 (27 名)

- | | | | |
|------|-----------|------|-----------|
| 1 番 | 保 科 隆 志 君 | 2 番 | 山 下 篤 君 |
| 3 番 | 丹 敬 生 君 | 4 番 | 湯 浅 悦 子 君 |
| 5 番 | 新 田 康 仁 君 | 6 番 | 濁 川 強 君 |
| 7 番 | 柳 眞由美 君 | 8 番 | 中 山 義 隆 君 |
| 9 番 | 寺 崎 徳 仁 君 | 10 番 | 遠 藤 英 俊 君 |
| 11 番 | 工 藤 修 一 君 | 12 番 | 松 浦 秀 行 君 |
| 13 番 | 鈴 木 庄一郎 君 | 14 番 | 小野寺 悦 子 君 |
| 15 番 | 植 松 強 君 | 16 番 | 沼 舘 初 男 君 |
| 17 番 | 佐久間 弘 美 君 | 18 番 | 森 野 良 次 君 |
| 19 番 | 松 井 薫 君 | 20 番 | 大 崎 陽 司 君 |
| 21 番 | 菊 地 義 昌 君 | 22 番 | 上 野 浩 二 君 |
| 23 番 | 栗 本 勝 君 | 24 番 | 村 上 幸 博 君 |
| 25 番 | 五十嵐 浩 幸 君 | 26 番 | 岡 崎 京 子 君 |
| 27 番 | 飛 世 薫 君 | | |

出席説明員 (6 名)

- | | |
|------|---------|
| 事務局長 | 林 秀 忠 君 |
| 主 査 | 小 林 泉 君 |

主 査 藤 森 拓 也 君
主 事 古 閑 俊 祐 君
事 務 員 佐々木 滯 君
事 務 員 吉 田 侑 磨 君

4. 会議の概要

(午後 1時30分 開会)

●議長（飛世 薫君）

第 37 回農業委員会総会を招集しましたところ、ただ今の出席委員は全員であります。直ちに会議を開きます。

本総会の議事録署名委員には、15 番 植松強委員、18 番 森野良次委員を指名いたします。ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

○事務局長（林秀忠君） ご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、印刷の上、お手元に配布のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

●議長（飛世 薫君） それでは、これより議事に入ります。

日程第 1、報告第 1 号 利用権設定等促進事業に係る嘱託登記について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（佐々木滯君） 農業経営基盤強化促進法第 21 条の規定により、嘱託登記を完了したので報告いたします。

番号 1 番、権利者、●●●●、義務者、●●●●外 7 件について、嘱託登記を完了いたしました。以上で報告を終わります。

●議長（飛世 薫君） 質疑に入ります。

なお、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、本案件中、番号 7 番について、新田委員の発言はご遠慮願います。ご発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長（飛世 薫君） ご発言がないようですので、報告第 1 号は終了いたします。

●議長（飛世 薫君） 次に、日程第 2、報告第 2 号 士別市農業経営改善計画の認定について事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（佐々木滯君） 農業経営基盤強化促進法第 12 条第 4 項の規定に基づき、農業経営改

善計画の認定通知がありましたので、報告いたします。

番号1番、●●●● 外3件の再認定がありました。

なお、累計は、先月比 増減なしの461件 となっております。

以上で報告を終わります。

●議長（飛世 薫君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（飛世 薫君） ご発言がないようですので、報告第2号は終了いたします。

●議長（飛世 薫君） 次に、日程第3、報告第3号 賃貸借契約の解約について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（古閑俊祐君） 農地法第18条第6項の規定により、賃貸借契約の解約の通知がありましたので報告いたします。

番号1番、貸人、●●●●、借人、●●●● 外1件より解約の通知がありました。

以上で報告を終わります。

●議長（飛世 薫君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（飛世 薫君） ご発言がないようですので、報告第3号は終了いたします。

●議長（飛世 薫君） 次に、日程第4、議案第1号 土地の現況証明書の交付について事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（小林 泉君） 農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明願いがありましたので、証明書交付の可否についてご審議願います。

番号1番、土地の所有者及び申請者、●●●●、所在、多寄町35線・36線東、地番、●●●● 外16筆、地目、公簿、田・畑、現況、原野・山林、面積あわせて40,046㎡、証明の必要理由、地目変更登記及び所有権移転登記。

本申請地につきましては、平成15年より未利用地で雑木等が生えた荒地となっており、今後も農地としての活用は困難な土地であります。

番号2番、土地の所有者及び申請者、●●●●、所在、多寄町33線・35線東、地番、●●●●外4筆、地目、公簿、田・畑、現況、原野、面積あわせて5,341㎡、証明の必要理由、地目変更登記及び所有権移転登記。

本申請地につきましては、平成7年より未利用地で雑木等が生えた荒地となっており、

今後も農地としての活用は困難な土地であります。

現地確認につきましては、番号1番・番号2番共に、6月7日に各担当地区農業委員4名により実施しています。

以上で報告を終わります。

●議長（飛世 薫君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（飛世 薫君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（飛世 薫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

●議長（飛世 薫君） 次に、日程第5、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（佐々木滯君） 農地法第3条の規定により、許可申請のあった農地等の権利設定許可の可否について、同条第2項に基づきご審議願います。

番号1番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町35線東、地番、●●●●の内、地目、畑、面積96㎡、契約の内容は贈与であり、譲り受けて経営の合理化を図るものであります。

以上の案件につきましては、農地法第3条第2項に定める不許可事案にはあたらず、許可要件のすべてを満たしています。

以上で説明を終わります。

●議長（飛世 薫君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（飛世 薫君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（飛世 薫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

●議長（飛世 薫君） 次に、日程第6、議案第3号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（古閑俊祐君） 農業経営基盤強化促進法 第18条の規定に基づき士別市より提出のあった、農用地利用集積計画の内容についてご審議願います。

番号1番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、下士別町(42線西)、地番、●●●●外7筆、地目、田・畑、面積37,254㎡、対価、反当り、田●●円、畑●●円で●●円、理由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号2番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、下士別町(42線西)、地番、●●●●外5筆、地目、田、面積36,968㎡、対価、反当り、田●●円で●●円、理由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号3番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、武徳町(42・43・44・46東)、地番、●●●●外35筆、地目、田・用悪水路、面積220,889㎡、対価、反当り、田●●円、用悪水路●●円で●●円、理由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号4番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、武徳町(44線東)、地番、●●●●外1筆、地目、田、面積42,884㎡、対価、反当り、田●●円で●●円、理由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号5番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、中士別町(3線東)、地番、●●●●外3筆、地目、田、面積37,698㎡、対価、反当り、田●●円で●●円、理由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号6番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、中士別町(5線東)、地番、●●●●、地目、宅地、面積1,131.11㎡、対価、反当りで●●円、理由については、換地地区に係る農地の利用集積のためであります。

番号7番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、上士別町(27・28南)、地番、●●●●外14筆、地目、田・畑、面積48,889㎡、対価、反当り、田●●円、畑●●円で●●円、理由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号8番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、朝日町茂志利、地番、●●●●外1筆、地目、畑、面積27,375㎡、賃貸料、反当り、畑●●円で●●円、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

以上、8件の計画については、農業経営基盤強化促進法 第18条第3項 第1号に規定する、士別市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合し、利用権設定等促進事業の要件を満たしています。

以上で 説明を終わります。

●議長（飛世 薫君） 質疑に入ります。

なお、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、本案件中、番号5番について菊地委員、8番について上野委員の発言はご遠慮願います。ご発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長（飛世 薫君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（飛世 薫君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

-
- 議長（飛世 薫君） 以上で、本会議に付議されました、全ての案件の審議を終了いたしました。

第37回総会は、これをもちまして閉会いたします。

(午後2時00分 閉会)